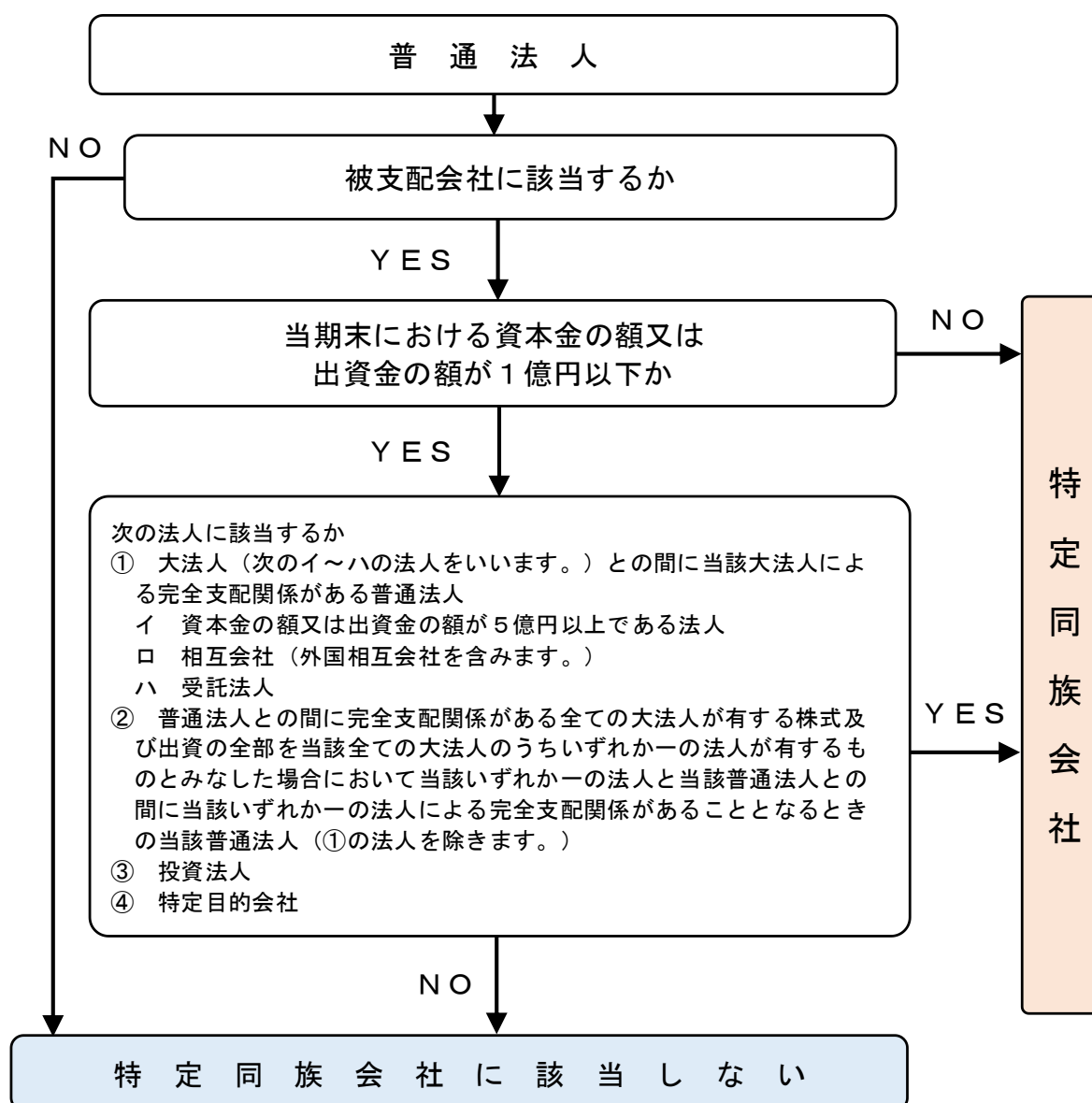


(2) 別表二及び三(一)における特定同族会社の判定

特定同族会社に該当するかどうかは、次により判定することができます（法67①②）。



(注) 1 適用除外事業者の判定は必要ありません。

2 被支配会社とは、会社（投資法人を含みます。）の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除きます。）の1人並びにこれと特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の100分の50を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合等におけるその会社をいいます（法67②、令139の7）。

なお、被支配会社で、被支配会社であることについての判定の基礎となった株主等のうちに被支配会社でない法人がある場合には、その法人をその判定の基礎となる株主等から除外して判定することになります（法67①）。